

教育委員会会議次第

令和7年5月8日(木) 15:05
小倉北区役所6階 教育委員会会議室

1 開 会

2 案 件

(1) 議案

議案第3号

「北九州市社会教育委員の委嘱について」

(生涯学習課長)

議案第4号

「北九州市教職員身体検査審議会委員の委嘱又は任命について」

(労務争訟担当課長)

議案第5号

「北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の管理職手当及び管理職員特別勤務手当に関する規則の一部改正について」

(制度サービス担当課長)

議案第6号

「2026年度(令和8年度)使用教科用図書採択基準及び選定資料、採択方針について」

(学校教育課長)

(2) その他報告

① 秘 その他報告①「請願第2号『学校給食の無償化を求める請願について』」

(学校保健課長)

② 秘 その他報告②「陳情第6号『不登校児童に対する過剰な安否確認の緩和に関する陳情について』」

(学校支援担当課長)

③ 秘 その他報告③「『北九州市子ども読書プラン第5次子ども読書活動推進計画』の策定について」

(子ども図書館長)

④ 秘 その他報告④「学びの多様化学校の設置について」

(指導企画課長)

3 閉 会

教育委員会（定例会）

- 1 開催年月日 令和7年5月8日（木）
- 2 開催時間 15：05～16：58
- 3 開催場所 小倉北区役所6階 教育委員会会議室
- 4 出席者（教育長） 太田 清治
（教育委員） 大坪 靖直、郷田 郁子、香月 きょう子、中島 良、清成 真
- 5 事務局職員
教育次長 大庭 千枝
中央図書館長 高松 淳子
総務部長 富原 明博
教職員部長 久保 慶司
学校支援部長 藤井 創一
学校教育部長 竹永 政則
教育相談・特別支援教育担当部長 田尾 弘
生涯学習課長 千々和 圭輔
教育研修監理官 澤村 宏志
総務課長 越智 豊
企画調整課長 栗原 健太郎
教職員課長 岡本 裕史
労務争訟担当課長 左方 佳明
制度服務担当課長 石本 弘一
学校保健課長 藤田 真治
指導企画課長 海老 洋太
学校教育課長 武藤 佐予
教育振興担当課長 大石 仁美
生徒指導課長 山中 孝一
学校支援担当課長 辻 健一郎
不登校等支援センター担当課長 中溝 直樹
特別支援教育課長 森永 勇芽
次世代教育推進課長 森田 健伸
中央図書館運営企画課長 藤原 定男
中央図書館奉仕課長 佐藤 時子
子ども図書館長 福嶋 一也
6 書記 総務課庶務係長 香月 亨太
総務課 橋 幸佑
- 7 会議の次第 別紙のとおり

教育委員会(定例会)会議録（令和7年5月8日）

1 開 会

15:05 太田教育長が開会を宣言

2 会議録署名委員の指名

太田教育長が会議録署名委員に、香月委員と清成委員を指名。

以下の案件を非公開にすることを議決

- ・その他報告①「請願第2号『学校給食の無償化を求める請願』について」
- ・その他報告②「陳情第6号『不登校児童に対する過剰な安否確認の緩和に関する陳情』について」
- ・その他報告③「『北九州市子ども読書プラン第5次子ども読書活動推進計画』」
- ・その他報告④「学びの多様化学校の設置について」

3 案 件

(1) 公開案件

議案第3号「北九州市社会教育委員の委嘱について」

本議案の提案理由を生涯学習課長が説明。

太田教育長／本議案について、原案のとおり決定することに異議のある方。
委員一同／異議なし。
太田教育長／それでは、議案第3号について原案のとおり決定する。

原 案 可 決

議案第4号「北九州市教職員身体検査審議会委員の委嘱又は任命について」

本議案の提案理由を労務争訟担当課長が説明。

中島委員／委嘱する方のリストについて異論はないが、少々説明をいただきたい。
今回、新旧を比較すると実質、増員されたことだけが変更点である。その増員について今ご紹介いただいたが、増員しようと思う出来事がなければこのような判断に至らなかったのではないかと。差し支えなければ、事案の経過について伺いたい。

労務争訟担当課長／私は、この業務は2年目となる。1年目に経験した際、やはり医師の先生方は「この先生、本当に学校に復職できるの？担任持つんだよね」というように、具体的なことを確認されることが多かった。そのようなこともあり、現在は、学校現場のことをよく理解している教職員課担当課長のご意見をしっかりと聞いた

上で、「安心して復職管理しましょう」という議論を肉付けする形に持っていき
たい思いから、増員させていただいた。

中島委員／実際に、この審議会の会議の中で、そのようなやり取りをされていたと
ことで、より丁寧に、その方の健康面・安全面を考えてこのようにされたと伝わった。

太田教育長／課長が説明したように、より学校現場のことを分かっている方のご意見を
いただき、本当に復職可能かどうかを丁寧に進めていきたいと、2名の増員を図った。

香月委員／増員された、元北九州市立学校長のことについて確認である。元からの学校
長と、新たに入られた学校長も小・中学校など、学校種別の違いを考慮して配置さ
れているのだろうか。

労務争訟担当課長／過去経験者でもあるが、担当課長についてはこれまで、中学校の担当課長のみ
を入れており、中学校担当課長は「中学校」と「特別支援学校」を担当している。

休職者の割合を見ると、令和5年度は全体で63名であった。内訳は、小学校
39名、中学校14名、特別支援学校10名である。令和4年度も同程度の人数
で、全体は64名、小学校38名、中学校18名、特別支援学校8名であった。

この結果を踏まえ、やはり小学校の視点が大事ではないかということで、小学
校担当課長を追加させていただいた。

香月委員／学校長についてはいかがか。

労務争訟担当課長／学校長については、小学校の校長先生を歴任された経験者2名、小笠原先生と
高城先生を入れている。

香月委員／マンパワーなどいろいろなことが予想されるが、できればバランスよく小・中
に入るとよいと思った。

清成委員／教育関係者2名増員には賛成で、さらにもう少し増やしてよいとも思っている。
もちろん、定員10名の枠はあるが、医師との割合を5対5、もしくは逆に教職
員を6名にするなど、関係者を入れてよいと思う。というのも、最近民間企業
でも精神疾患などで休職に入り、復職の際に問題になることがある。医師から出
される診断書には、医学なのでどうしても「復職可」あるいは「軽作業であれば
可」などというものしか出てこない。

では、「軽作業」とは一体どのようなものがあるのか、また、実際にどのような
仕事をさせるのか。そして、より丁寧にその復職に向けて協議するためには、
やはり現場にどのような仕事があり、どの程度の負荷がかかるかということをも
十分に熟知した人が議論の中に入ることが重要だと思うので、今回の議案につい
ては賛成である。しかし、より充実させるという意味では香月委員がおっしゃるよ
うに、まず、様々な状況で対応できるように、バランスよく教職員関係者を入
れていただきたいと思う。

労務争訟担当課長／皆様のご意見を踏まえ、よりよいものにしていきたいと思う。

原 案 可 決

議案第5号「北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の管理職手当及び管理職
員特別勤務手当に関する規則の一部改正について」

本議案の提案理由を制度サービス担当課長が説明。

清成委員／質問である。今回の改正には「教職員給与条例第30条」が絡んでいるようで、それぞれ第1項、第2項とあるが、それぞれに規定する勤務とは、どのような内容なのか。

制度服務担当課長／まず、第1項、第2項に規定する勤務についてだが、元々、この手当は週休日の土・日に勤務する場合と、平日の深夜に勤務する場合の2種類の規定があった。

教職員給与条例30条第1項に規定する勤務というのは、週休日の勤務のことを定義しており、第2項に規定する勤務については平日の深夜の勤務を規定している。そして、平日深夜の勤務よりも休日の勤務のほうが、手当が高い規定となっている。具体的には、平日、校長が深夜に勤務した場合は、1回当たり2,000円である。休日に勤務した場合は、時間単位で設定されており、2時間以上4時間未満の場合は4,000円、4時間以上8時間未満の場合は8,000円、8時間以上の場合は1万2,000円というように規定している。

よって、今回の連続した勤務、平日の深夜から休日にかけて勤務をする場合は、休日の勤務とみなして休日の手当を支給し、平日の深夜手当は支給しない規定である。

清成委員／了解した。

郷田委員／「平日の勤務で深夜になり、12時を回った場合に」という意味でよいか。

またその、「続けて勤務」とは、12時を超えて週休日に入った場合は、その週休日の勤務手当になるため、深夜の手当ではなく休日の手当の取扱いになるという意味だろうか。それとも平日、金曜日の夜に日付を超えて働いていて、また日曜日の朝10時から勤務した場合などを想定されているのか。具体的な例をいただくと助かる。

制度服務担当課長／委員のおっしゃるように、例えば、金曜日の午後10時から12時までの勤務であれば、平日で完結するため、平日の手当ということになる。

金曜日の午後10時から翌日の午前3時までの勤務となると、平日から休日に跨っている。規定として休日の手当は2時間以上で支給するとなるため、3時までの勤務であれば、その2時間をクリアしているので、これは全てを休日とみなし、休日の手当を支給するということになる。

また、途中が空いてさらに勤務した場合も、勤務の連続性の中で2時間以上の勤務が想定される場合は、休日の手当とみなして支給することになる。

要するに、「連続した勤務」も「跨いだ勤務」の場合も、最終的にその勤務を休日とみなし、2時間以上の勤務をしたかどうかというところで判断して支給する。よって、休日前夜からの勤務は、12時を超えると事実上、休日扱いとして支給するという形態を取っている。

郷田委員／これまでは、超えても平日の夜の残業扱いであったが、今後は休日の手当としてみなす、という意味でよいか。

制度服務担当課長／今までは、平日と休日が12時で分かれていたため、跨いだ場合、それぞれの状況に応じて判断をしていた。

ただ、今回は跨る勤務が新たに出るので、その場合は「休日とみなす」ということで整理をしている。

郷田委員／例えば、金曜日の深夜1時まで働いた場合、今までは2時間以内なので手当は付かなかったが、それが変わるのか。

制度服務担当課長／今までは、午後10時から12時までは何も出ないところであった。例えば、午後10時から午前3時まで勤務した場合は、休日の2時間以上の手当であった。

しかし、今後は午後10時から休日勤務とみなされるため、午前3時まで勤務を行う場合は2時間ではなく、前の2時間と後ろの3時間を加えた5時間の勤務という計算になり、5時間分の特別勤務手当を支払う。これまでより、ワンランク上がる取扱いとなる。

郷田委員／大体理解ができた。働く方にとってプラスになるのは当然よいことであるが、基本的には深夜にあまり働かないでいただくほうがよいと思っている。

制度服務担当課長／実際の支給状況についてであるが、過去は、やはり災害対応なども多かったために支給の該当があったが、最近は深夜の災害は少ない状況で、年に数十件程度の支給状況となっている。

郷田委員／了解した。

香月委員／感想である。我々民間の時給は、時間当たり35%以上の休日手当を出すので、それを考えると安価だと感じた。

制度服務担当課長／職員の場合は、おっしゃるとおり35%の手当を支給するが、管理職なので、労基法上の「管理監督者」である。要は、労働時間がある意味、自分で決められる立場にあり、それに相応する手当となるため、通常の残業手当とは少々異なる状況になっている。

香月委員／それにしても安いと思う。

原 案 可 決

太田教育長／次に、議案第6号に入るため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第6項に基づき、大坪委員には、一時ご退席をいただく。

(大坪委員退席)

議案第6号「2026年度（令和8年度）使用教科用図書の採択基準及び選定資料、採択方針について」

本議案の提案理由を学校教育課長が説明。

中島委員／今、採択の基準については、特に高等学校で生徒の実態に応じた選定をいただけるとの話があった。昨年度も学科を新設し、その後の生徒たちの様子に合わせて、年度ごとに教科書を選ぶという柔軟な対応ができることが、市立の学校の特徴であると学んだところである。

昨年度同様に、この学科でどういうところを目指していて、実際に入学した生徒たちがどのような性質を持っているのかを丁寧に説明いただきながら、この教科書が、その生徒たちにどのようなところが合っているかをご報告いただくと、我々も審議しやすいと思うので、よろしく願います。

学校教育課長／北九州市立高等学校については、やはり教育課程の変更に係る教科用図書の採択とのことで、より丁寧に説明を差し上げたいと思う。

本年度の時点で、教育課程の変更内容は未来共創科の「芸術Ⅰ」「情報Ⅱ」について、採択の研究準備を考えている。また、情報ビジネス科の「歴史総合」の点についても、詳細に調査研究を行った上で採択を考えており、その過程についても、報告を差し上げたいと思う。

香月委員／資料の10ページ、市立高校における教科書選定においても、管轄は福岡県の教育委員会が最終的な管轄をされていると認識してよろしいか。

学校教育課長／高校の採択については、学校が選定を行い、その報告を受けて教育委員会が採択をすることになっている。北九州市立高校については、様々な基準において学校で調査研究を行い、それが厳正に、適切かつ公正に行われているかという視点で、教育委員会が調査する。その上で承認して、採択することとなっている。

香月委員／小・中・特別支援学校については、北九州市教育委員会が採択されるが、高校については福岡県教育委員会が報告を受け、それを受理するという流れなのか。

学校教育課長／北九州市立高校と、義務教育の教科書採択の違いだと思うが、義務教育の教科書については「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」によって定められている。高校の採択については法令上の具体的な定めはないが、公立の高等学校ということで、各学校の実態に即して所管の教育委員会が採択を行うことが多い。したがって、北九州市立高等学校については、調査研究を行った上で教育委員会に報告する形となっている。

香月委員／了解した。

中島委員／今の点の確認で、おそらく香月委員がおっしゃっているのは、①と⑧の部分ではないだろうか。

太田教育長／福岡県教育委員会との関わりについて、もう少し丁寧に説明いただくとよいと思うが。

学校教育課長／福岡県教育委員会から採択の方針等を示されるが、北九州市教育委員会の中で審査結果の連絡を受け、それを福岡県教育委員会に提出する。そして、それに基づいて県が受理することになっている。よって、北九州市立高等学校の教科用図書については、北九州市で採択することになり、それを県に報告する形で、教科書の採択が決まるという形である。

香月委員／結局、最終的に報告をするということであるか。

太田教育長／そうである。

香月委員／了解した。

太田教育長／採択の権限は北九州市教育委員会にあるので、その結果を県へ報告をする。福岡県へ、「このような教科書を採択して使います」と報告を上げると、それが需要票という形で上がる。基本的には、義務の小学校と同じような流れである。

また、高校の場合も学校別で行ない、私立の学校もまた同様である。そのようなことが、義務制の公立学校と少々違いのあるところである。

原 案 可 決

(関係者以外退出)

(大坪委員入室)

(2) 非公開案件

その他報告①「請願第2号『学校給食の無償化を求める請願』について」

学校保健課長が報告。

報 告 終 了

その他報告②「陳情第6号『不登校児童に対する過剰な安否確認の緩和に関する陳情』について」

学校支援担当課長が報告。

報 告 終 了

その他報告③「『北九州市子ども読書プラン第5次子ども読書活動推進計画』の策定について」

子ども図書館長が報告。

報 告 終 了

その他報告④「学びの多様化学校の設置について」

指導企画課長が報告。

報 告 終 了

4 閉 会

16:58 太田教育長が閉会を宣言